主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人松岡泰洪の上告趣意のうち、刑法一八六条一項の規定の違憲をいう点は、 所論指摘の諸事情を考慮しても、私人間で行われる賭博行為の可罰性を否定することはできず、いわゆる鉄火場賭博の処罰の違憲をいう点は、本件賭博行為の検挙及 び裁判について何ら不当な点は認められないから、所論はいずれも前提を欠き、そ の余は、違憲をいうが、実質は単なる法令違反、量刑不当の主張であって、刑訴法 四〇五条の上告理由に当たらない。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成七年九月二六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	悥	部	逸	夫
裁判官	可	部	恒	<b>太隹</b>
裁判官	大	野	īF	男